

令和6(2024)年8月6日

教派神道連合会 御中
公益財団法人全日本仏教会 御中
日本キリスト教連合会 御中
宗教法人神社本庁 御中
公益財団法人新日本宗教団体連合会 御中

公益財団法人 日本宗教連盟

(文化庁宗務課周知依頼)
各種手続きのデジタル化の周知協力のご依頼について

この度、デジタル庁より、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランやデジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、現状アナログな手法で行われている様々な手続について、デジタル技術による手法でも行えるように法改正等を行うこと、あるいは、現行の規定でもデジタル技術による手法で行える旨を周知することについて、全省庁宛てに依頼があったところです。

これを受け、宗教法人法上の各種手続について、デジタル庁から明示的に対応を依頼されたものを含め、宗務課のHPに公開されましたのでご連絡いたします。

いずれの手続も、法律や運用上、従前からデジタル技術を用いて行うことを妨げていたものではなく、今回の周知によって従来の解釈を変更するものではありません。

また、いずれの手続についても、実際にデジタル技術を用いた方法で行うかどうかは、各法人の判断に委ねられております。

5団体各位には、広報の折などに関係各位へ周知・推奨いただくなど、それぞれにおいてご対応くださいますようお願い申し上げます。

文化庁ホームページ

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/94065001.html>



<参考資料> 日本宗教連盟事務局からの問い合わせに対する文化庁の回答

(質問)

デジタル庁は、アナログ規制されていた手続きのうち、一部をデジタル原則とすることを令和4年6月7日に閣議決定していた、ということなのか。それに合わせて、「デジタル技術の活用が可能な法に基づき手続き一覧」については、デジタル技術をつかって公告等してよい、という周知なのか？

(回答)

今回の一連のデジタル化の流れは、閣議決定ではありませんが、総理大臣を議長とするデジタル臨時行政調査会(以下「調査会」と言います。)の決定に基づくものです。

時系列を整理すると、以下のような流れとなります。

- ・ 令和3年11月:政府が総理大臣を議長とする調査会を立ち上げます。
- ・ 令和3年12月:調査会が政府全体のデジタル化の指針となる「構造改革のためのデジタル原則」を策定します。
- ・ 令和4年6月:調査会が上記のデジタル原則に基づき「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定します。ここでアナログ規制されていた全省庁の手続きを洗い出し、将来的にデジタル化することを決定します。

この時点で、宗教法人法関係の2つの手続(公告方法と書類の閲覧)もデジタル化の検討対象となります。

- ・ 令和4年12月:調査会が「アナログ規制の見直しに係る工程表」を策定します。これは、どのアナログ規制をいつまでにデジタル化するか、というスケジュールを定めたものになり、手続によって見直しの期限は異なります。

この工程表において、宗教法人法関係の上記2つの手続については、令和6年3月までにデジタル化を行うこととされました(ただし繁忙のため、後に令和6年6月まで期限を延長してもらいました。)

- ・ 令和5年10月:調査会が廃止され、アナログ規制の見直しの業務がデジタル庁に引き継がれました。
- ・ 令和6年6月:見直しの期限となったため、HP上で、デジタルでも可能である旨を周知しています。

(質問)

宗教法人法に関する下の方の「参考:デジタル原則等について」以下の2点について、現在アナログで公告するように規制されているものを、将来的にデジタル化する方向で継続検討が行われている、ということなのか。

(回答)

公告方法と書類の閲覧について、デジタル化する方向で検討した結果、HP上でデジタルでも可能である旨を周知することになった、というのが正しい流れになります。

一口にアナログな手続といっても、例えば対面講習など、ウェブ会議機能などを用いることで容易にデジタル化することができる手続もあれば、宗教法人法関係の2つの手続のように、その性質上、完全なデジタル化は困難であるものもあります。

そのため、この「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」においては、それぞれの手続について個別に目標を設定し、それを達成すればデジタル化できたとと言えることにする、という形が

とられることとなりました。

そのような中、宗教法人法関係で設定された目標が、公告方法と書類の閲覧は、デジタル技術で行ってもよいと法律の解釈を明確化し、その旨を周知することというものです。

つまり、HP にその旨の内容を掲載することができれば、今回の一括見直しプランにおけるデジタル化は期限内に達成された、という整理にすることができます。

そして、公告方法と書類の閲覧はデジタルでできると明言しているのに、同様の整理が可能である「被包括関係の廃止の通知」と「各別の催告」に触れないのは不自然なので、デジタル庁からは求められていないけれど、その2つの手続についても、デジタル技術で行ってもよい旨を併せて周知することとした次第です。